

2024年6月19日

内閣総理大臣  
岸田 文雄様

## 「令和6年能登半島地震」に関する第五次申し入れ

立憲民主党代表  
泉 健太

立憲民主党は、令和6年能登半島地震の復旧・復興に向けた取り組みを強化すべきとして、これまで政府に4回に渡る申し入れをおこなってきた。

能登半島の地域事情を考慮しても、復旧・復興の遅れは明らかであり、対応を急ぐとともに、今後万が一南海トラフ地震等の大規模な地震が起きた場合に備えて、災害対策に万全の体制をとるべきである。

よって立憲民主党は、ここに第五次の提言をする。政府においては、本提言を十分に考慮し、引き続き全力で対応されたい。

### (復旧・復興予算のあり方)

①復旧・復興対応は、閣議だけで使い道を決める予備費ではなく、被災状況の全容把握に努め、財政需要を積み上げた上で、国会で議論をして補正予算を編成すること。

### (住宅再建・仮設住宅の整備推進等)

②被災した建物の解体が進まずに復旧・復興へ支障が出ていることから、公費解体を阻んでいる一つの要因である共有者の同意確認等についての法整備を検討すること。

③準半壊・一部損壊の住宅再建の支援がなく、田舎の大きな家屋の修理には大きな費用がかかることから、準半壊・一部損壊であっても、求めがあれば公費解体できるようにすること。

④空き家を含む瓦礫撤去をスピードアップすること。

⑤被害判定に納得ができず再調査を待つ人もいることから、被害認定調査の情報開示をすること。

⑥公費解体の事務を担う他の自治体からの応援職員が不足していることから、政府として一層の支援を行うこと。

## (被災者生活再建制度の拡充)

⑦「地域福祉推進支援臨時特例給付金」(新たな交付金)について政府は、能登地域 6 市町、半壊以上、高齢者や障害のある人がいる世帯、住民税の非課税世帯や児童扶養手当を受給している世帯、一定以上のローンの残債がある世帯を対象にしており、同じ震災で被害のあった石川県の一部の地域、富山県、新潟県は対象としないものとなっている。生活再建支援において、被災者を分断することなく高齢者の有無、県境などに関係なく支援するとともに、全震災被害者を対象に支援金の上限を倍増すること。

⑧液状化による被害の実態を踏まえ、制度の適用範囲・基準について、下限を現行の「半壊」から「準半壊」に引き下げるとともに、家屋の傾斜等による健康被害の度合いも基準に盛り込むよう検討すること。

## (液状化対策)

⑨国は、新たな制度として「液状化対策事業」のための基金として 520 億円を計上するとのことだが、全ての被災地を対象とすること。

⑩例えば新潟県においては、液状化被害が点在していることから、液状化対策事業を実施するための条件として「10 件で 3000 m<sup>2</sup>以上」との基準は緩和した上で予算編成をすること。また、液状化対策に向けた技術的な支援策を講ずること。

⑪液状化対策は単年度で終結する課題ではないことから、次年度以降も液状化対策の推移をみつつ、予算編成に対応すること。

## (企業・団体等に対する支援)

⑫なりわい再建支援補助金については、住居用の賃貸アパートや賃貸マンションを補助対象とすること。また、スナックのように「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(風営法)に該当する事業者というだけで対象の除外としないこと。

⑬建替での移転が補助対象となるのは、事業者の責めに帰さない他律的な要因や合理的な理由により、現地での復旧が困難な場合となっているが、移転場所について被災者の状況を考慮して柔軟に対応すること。

## (地域コミュニティの維持等)

⑭二次避難、建設型仮設、みなし仮設、親族の元への避難など、地域住民がバラバラになっている。地域の繋がりは財産であり、復興に向けた大切な要素である。孤立対策や情報共有の点でも大切である定期的なイベント開催などの地域コミュニティの維持のための活動に対する支援を行うこと。

⑮バスの運転手も被災し運行経路の変更や便数を減らしての運行を余儀なくされているほか、奥能登 2 市 2 町では 6 社のタクシー会社が営業できない状況が続いていることから、能登の各地域と金沢を結ぶ特急バスや、高校生が通学に利用する交通手段の確保などについての支援を行うこと。

### (医療・介護体制の充実)

⑯能登地域は高齢化率が非常に高く医療・介護の需要が高い地域であるにもかかわらず、被災による従事者不足が深刻となっていることから、一時的に遠隔地に非難した住民も安心して帰還できる環境をつくるため、医療・介護分野の人材確保に向けた就労支援策を早急に講じること。

⑰能登半島の公立 4 病院では、相次ぐ看護職員の退職や診療を受ける人の減少により経営が成り立たなくなりつつあるため、機能維持に向けた支援をすること。

⑱福祉避難所が徐々に解除されていく過程で、要介護状態の方が入居する福祉施設の再開にはまだまだ時間がかかり、災害前と同じ規模での復旧は職員数の不足で困難であることから、福祉仮設住宅の設置などにより、居場所を確保し、在宅サービスを維持すること。

### (水道の復旧、災害廃棄物の処理促進)

⑲地震の発生から半年になろうとしているが、被災地では 3 千戸以上で断水が続いている。特に珠洲市では復旧が遅れ、給水世帯の約 4 割にあたる約 1940 戸で断水が続いている。家庭などに水を供給できるようになっても、下水道が復旧しなければ排水に支障が出る。汚水が排水口から噴き出す恐れもある。長期の断水は生活再建の妨げになりかねない。地上に仮設の管を設けるなどして応急復旧を急ぐこと。

⑳県の年間ごみ排出量の 7 年分と見込まれる災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けて、広域的な処理体制の構築などに処理に万全を期すこと。

### (漁港・海岸の復旧・復興支援)

㉑和倉温泉では、護岸に甚大な被害が発生しており、早期復旧への支援を加速すること。

### (中長期的な防災計画)

㉒避難生活の長期化に備えた避難所のあり方について、検討を進めること。

㉓地震と原子力災害との複合災害になった場合、今回の能登半島地震のように家屋が倒壊すれば屋内退避は困難であり、道路寸断や海岸隆起、津波によって避難も難しく、情報伝達も課題を抱えているなど、避難計画が「絵に描いた餅」であるこ

とが明確になった。原子力災害対策指針の見直しを行うとともに、避難計画の実効性を確保すること。

(その他)

④これまでにわが党が申し入れた内容について、引き続き検討し対応すること。

以上